

総甲第一四二號

案 起

昭和二十五年三月三十一日

定 決

昭和二十五年四月一日

行 施

昭和二十五年四月一日

日

了

昭和二十五年總理府告示第五十号の廢止に
ついて

連合国最高司令官覚書「占領軍家族住宅の追補
建設に関する件」を施行するため、占領軍家族住宅
の建設を行う法人が成立するまでの間、特別調達庁に
おいてその準備事務を行わせる必要があつたので、右の
事務を特別調達庁設置法第三條第一項第三号に

特調

（昭和十五年陸軍省告示第千号）
定める事務として去る三月二十二日指定の上告をせられ
たの連合国軍人等住宅公社法が施行されることとな
つたので、前記告示を左案のとおり廃止することとい
たしなむ。

案

総理府告示

（別紙のとおり。）

裏面白紙

◎ 總理府告示第七十号

連合國軍人等住宅公社法（昭和二十五年法律第八十二号）の施行に伴
い、昭和二十五年總理府告示第五十号（連合國占領軍の特に指示する事
務として特別調選廳の行うもの^{の件}の指定）は、~~是を~~廢止する。

昭和二十五年四月一日

内閣總理大臣 吉田 茂

特調乙発第178号(TSD)

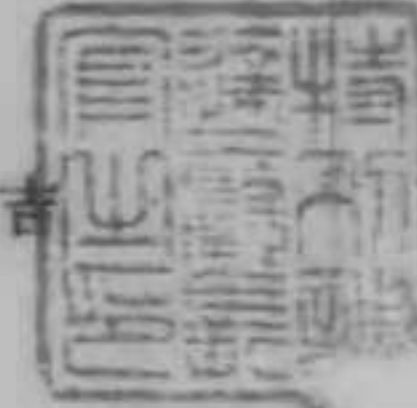
昭和25年3月31日

内閣総理大臣

吉田 茂 殿

特別調査廳

長官 根道 廣吉



總理府告示第50号の廢止について

連合軍人等住宅公社法の施行に伴い、先に3月22日官報に登載された總理府告示第50号「連合軍占領軍の特に指示する事務として特別調査廳の行うものの指定」はこれを廢止する必要があるので、別紙案により總理府告示を行われたくお願いする。

別 紙

告示案(和文4部、英文3部)

裏面白紙

裏面白紙

◎ 總理府告示第 号

連合国軍人等住宅公社法（昭和二十五年法律第 号）の施行に伴
い、昭和二十五年總理府告示第五十号「連合国占領軍の特に指示する事
務として特別調達願の行うものの指定」はこれを廢止する。

昭和二十五年四月 日

内閣總理大臣 吉田 茂

115

1945.5.16 100,000

特別調達願

84

總甲第九 〇號

案 起

昭和三年 三月

日 決
定

昭和三年 三月十七日

行 施

昭和三年 三月二十二日

特別調達庁設置法第三條第一項第三号
の事務の指定及び告示について

本年一月二十七日附連合國最高司令官覚書「占領
軍家族住宅の追加建設に関する件」を施行するため
連合國軍人等住宅公社法案を今期国会に提出す
るよう準備を進めているが、前記覚書には右占領軍
家族住宅の建設は、来る四月一日に着工するよう定め
られているので、早急に工事の入札契約その他建設に必

公社法草案は三月
十日閣議決定
予備金は、昭和三十
五年四月に開議
後、閣議決定（無
効）とす。国会
提出後、

要な諸準備を進める要がある。よつて右公社法案が成
立施行にいたるまでの間、これらの事務を特別調査庁にお
いて行わせるため特別調査庁設置法第三条第一項第
三号に定める事務として指定し、左案のとおり告示す
ることとした。

（中略）
總理府告示案（別紙のとおり）

（参考）特別調査庁設置法（抄）

第三条 特別調査庁は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

（中略）

三 連合国占領軍の特に指示する事務

二 前項第三号の指示があつた場合においては、内閣総

理大臣は、その旨告示するものとする。

◎ 總理府告示第五十号

特別調達設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第三條第一項第三号に定める連合国占領軍の特に指示する事務として特別調達^所の行うものを次のように指定した^り、同條第二項の規定によつて告示する。

昭和二十五年三月二十二日

内閣總理大臣 吉 田 茂

連合国占領軍の軍人及び連合国占領軍に附屬し、又は随伴する連合国人並びにこれらの者の家族の使用する住宅の建設及び賃貸を行う公法人によつて行われるべき事務で、^{ために、その}公法人の成立前に処理することを必要とする建設工事の契約に關すること。

昭和25年3月14日

吉 廣 道 根
廳 達 調 別 署
長 官

本廳においては、ノ月27日附日本政府宛連合國最高司令官覚書「占領軍家族住宅の追加建設に関する件」に基き、家族住宅の建設及び賃貸の業務にあたる公法人、連合國軍人等住宅公社を設立するため立法^上的措置を講じつつあり、既に「連合國軍人等住宅公社法案」として3月10日閣議決定を見たのであるが、前記の覚書には4月1日には着工するように指令されてゐるので、早急に工事の入札、契約その他建設に必要な諸準備を進める必要があり、公社法の成立、施行の日にいたるまで本廳がその責に任じなければならぬ。

設するに於ては、工場の建設に關するもの。
 法人の設立に於けるべき事項のうち、公衆人の独立前に取組むべきもの
 法人並みの地位の管轄の範囲の指定する土地の取得及び賃借並びに金
 銀、合資、古物等の購入又は、組合員古物等の振替、又、財産とする組合
 内閣勅令大正 三 田 莖
 昭和二十五年三月二十二日
 七五。

よつて、今後公社法の施行にいたるまで本題の行
べき業務に法的根拠をあたえるため特別調達施設
法第3條第2項の規定に基づき「連合軍占領軍の特
に指示する事務」として、別紙案により総理府告示
を行われたくお願いする。

別 紙 総理府告示案

別 添 (1) 1月27日附連合軍最高司令官
覚書占領軍住宅の追加建設に
関する件

(2) 2月14日附日本政府回答「連
合軍に対する家族住宅の追加提
供に関する件」

(3) 2月28日附最高司令部経済科
学局覚書「占領軍用家族住宅増
設に関する件」

(4) 連合軍人等住宅公社法案

◎總理府告示第 号

特別調査建設法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第三條第一項第三号に定める連合國占領軍の特に指示する事務として特別調査應の行うものを次のように指定したから、同條第二項の規定によつて告示する。

昭和二十五年三月 日

内閣總理大臣 吉 田 茂

連合國占領軍の軍人及び連合國占領軍に附屬し、又は随伴する連合國人並びにこれらの者の家族の使用する住宅の建設及び賃貸を行う公法人によつて行われるべき事務で、公法人の成立前に処理することを必要とする建設工事の契約に關すること。

連合軍司令部

(SPB企画課仮訳)

AG 628 (27 Jan 50) ESS / PE

SCAPIN 2076

占領軍用家族住宅増築に係る

準備に関する件

1. 日本政府は占領軍職員に貸与する住宅2000戸を建設する様直ちに取置を講ずべし。
これらの住宅は必要な施設を包含し、極東軍総司令部技術局の認可せる計画書及び仕様書に指示される場所に建設されなければならない。
これらの住宅はこの目的に沿って創設された公法人により建設され又賃貸が行はるなければならない。
2. この住宅建設資金は当該法人への貸付として、
の米国対日援助見返資金より充当すべし。これらの住宅の装備の維持管理運営費は終戦処理費をもって当てる。賃貸料は連合軍総司令部の決定した方法と料金に基き居住者が当該法人に対し支払うものとする。
3. 日本政府は本指令実施方の為必要な実施計画

を作成し、1950年2月15日迄に経済科学局に提出。

4. 本指令履行のため次の計画に基づきアクションをとること。

1950年2月1日～3月1日
財政上の準備及び契約規則の着手

3月1日～4月1日
建設計画及び契約締結の終了

4月1日
建設工事開始

8月1日
竣工

5. 総司令部の関係機関と直接連絡することを許可する。

総司令部代理

将官補佐

代将 K. B. Bush

宛 先 連合軍最高司令官
(経済科学局宛付)

経 由 外務省連絡局

発信者 内閣総理大臣

件 名 連合軍に対する家族住宅の追加
提供に関する件。

一、参照文書

昭和25年1月27日附連合軍最高司令官
の日本政府に対する覚書AG628(27J
AN50)ESS/PE SCAPIN 2
076件名上記

二、上記覚書第三条に依り、日本政府は該覚書
による指令を履行するに必要な行爲計画を提
出し、貴下の承認を求めらるものである。その
計画は左記の通りである。

(一) 連合軍家族住宅の建設及び賃貸を目的
とする「連合軍人等住宅公社」という名
称の公法人を設立するため、これに必要な
法律案及び予算案を来七国会に提出し、そ
の速な議決を国会に要請する。

公社は対日援助見込資金より資金を借入れ

自己の名において住宅を建設する、然し事務執行は特別調達庁がその庁費を以て公社の名において、これをなすものとする、当該住宅の家賃備付、維持及び運営は連合国軍の発する調達要述書に基いて終戦後理事業費から支出する。

この計画に基く法律案及び予算案の詳細は目下非公式に経済科学局と交渉中であつて上記法律案及び予算案を国会に提出することについて近く貴司令部の承認を申請する予定である。

(二) 右公社が設立される迄は、特別調達庁が住宅建設についての所要の準備をする。

(三) 日本政府は、左記予定計画を達成するよう萬全の努力をする。

(イ) 2月1日より2月27日まで。

1. 公社設立及び所要資金調達のための法律案及び予算案の準備。

2. 契約の方式及び条件に関する訓令その他契約条項についての所要の準備。

(ロ) 3月1日より3月31日まで。

1. 建築の設計及び仕様書の決定
2. 契約書の正式調印をするまでに必要な交渉の完了。
3. 法律案及び予算案の国会通過。
4. 公社が4月1日より業務を開始し建設に着手するため必要な行政的措置。

(イ) 4月1日

1. 公社の正式の成立
2. 契約の正式調印
3. 建設の開始

(ロ) 8月1日

建設の完了

三 前項の実行計画を達成するため左記の措置を要望する。

- (一) 住宅敷地を新に取得する必要がある場合は、速に調査要求書(PD)を提出されたいこと。
- (二) 電気施設、水道施設その他の附帯施設に関する設計を速に且つ適切に樹てることは建設を速に行うため肝要であるので、住宅建設の地域、戸数及び敷地を明確に示す詳

細な計画を2月中に提示されたいこと。

(三) 住宅建設の基本的設計以外の、給水その他の用役 (utility) に関する設計は、当該建設敷地の地理的条件等の特殊事情に精通している特別調査庁本庁及び支庁の技術者にその作成を委任されたいこと。

内閣総理大臣に代り

特別調査庁長官

1950年2月28日

620(1950年2月28日) ESSIPF

日本政府総理府宛

(外務省、連絡局、経由)

連合国軍最高司令部

経済科学局

占領軍用家族住宅増設に関する件

1. 当経済科学局は、1950年2月14日附貴輪
として1950年1月27日附SCAPIN 2076号に
指示せる家族住宅2000戸建設の実行計画
を記載せる書輪を受納する。
2. 貴輪の2項を以て提出せる計画は概ね上
記SCAPINの要求及び指示内容に適合し居
るを以て之を証認する。
3. 貴輪の3項に記載せる要求に関しては次
の措置を講ずる。
 - a. 首題住宅建設のためには現在PDFの土地
を利用し得る限り提供するものとす。
更に必要なる土地にして現在斯かるPDの
発出なきものの調達については別にPDを発
出する。

裏
面
白
紙

裏面白紙

◎ 總理府告示第 号

特別調達^行設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第三條第一項
第三号に定める連合國占領軍の特に指示する事務として特別調達^行の
行うものを次のように指定した^り、同條第二項の規定によつて告示
する。

昭和二十五年三月 日

内閣總理大臣 吉 田 茂

連合國占領軍の軍人及び連合國占領軍に附屬し、又は随伴する連合
國人並びにこれらの者の家族の使用する住宅の建設及び賃貸を行う公
法人によつて行われるべき事務で、公法人^のの成立前に処理することを
必要とする建設工事の契約に關すること。

6. 建設住宅に係る地域、實際敷地、戸数並に構造を示せる詳細の情報に関しては、能ふ限り之を1950年2月28日以前に特別調査片に提供すべく努むることとする。

C. 日本政府の所定限期即ち算計画の示す特別調査片は首題住宅建設計画の執行及び管理の責に任すべきものと見料する。

併し乍ら用役供給施設を含む住宅建設の計画者及び仕様書は、極東方面軍總司令部、技術部の証認を受くべきものとする。

経済科学局長

少將 W.F. Marguot

署名

裏面白紙

連合国軍人等住宅公社法

(二五三、一〇 閣議決定)

目次

第一章	総則(第一條—第九條)
第二章	役員及び職員(第十條—第十六條)
第三章	業務(第十七條)
第四章	会計(第十八條—第二十二條)
第五章	監督(第二十三條)
第六章	雜則(第二十四條—第二十六條)
第七章	罰則(第二十七條、第二十八條)
附則	

第一章 総則

(目的)

第一條 連合国軍人等住宅公社は、連合国占領軍の軍人及び連合国占領軍に附屬し、又は随伴する連合国人並びにこれらの者の家族(以

下「連合国軍人等」という。)の使用する住宅(以下「住宅」という。)を建設して、これを連合国軍人等に賃貸することを目的とする。

(法人格)

第二條 連合国軍人等住宅公社(以下「公社」という。)は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三條 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要の地に從たる事務所を置くことができる。

(基本金)

第四條 公社は、基本金を有しない。
(米国対日援助見返資金の運用)

第五條 政府は、米国対日援助見返資金特別会計法(昭和二十四年法

律第四十号、第四條に規定する目的の外、米國対日援助見返資金（以下「援助資金」という。）を公社が住宅を建設するため必要な資金に運用することができる。

2 前項の規定により運用された援助資金は、公社の借入金とする（登記）

第六條 公社は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（非課税）

第七條 公社には、所得税及び法人税を課さない。

（名称の制限）

第八條 公社でない者は、連合国軍人等住宅公社という名称又はこれ

に類する名称を用いてはならない。

（法人に関する規定の準用）

第九條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公社に準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第十條 公社に、役員として理事長一人、理事四人及び監事一人を置く。

（役員の職務権限）

第十一條 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、公社を代表し、理事長を補佐して公社の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、公社の業務を監査する。

（役員 の 任命）

第十二條 理事長は、特別調達廳長官をもつてこれに充てる。

2 理事は、理事長が特別調達廳の職員の中から兼ねて任命する。

3 監事は、内閣總理大臣が特別調達廳の職員の中から兼ねて任命する。

（代表権 の 制限）

第十三條 公社と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公社を代表する。

（代理人 の 選任）

第十四條 理事長及び理事は、公社の職員の中から、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員）

第十五條 公社の職員は、理事長が特別調達廳の職員の中から兼ねて任命する。

（役員 及び 職員 の 地位）

第十六條 公社の役員及び職員は、国家公務員とする。

2 公社の理事長たる特別調達廳長官及び公社の役員又は職員を兼ねる特別調達廳の職員は、公社から公社の役員又は職員としての報酬を受けない。

第三章 業務

（業務 の 範囲）

第十七條 公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、連合国軍最高司令官の命令に基き内閣總理大臣の定める計画及び指示に従い、住宅の建設並びに当該住宅の連合国軍人等への賃貸及び賃貸料の徴収の業務を行う。

第四章 会計

一 予算及び決算

第十八條 公社の予算及び決算に關しては、公團等の予算及び決算の暫定措置に關する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の定めるところによる。

（経理）

第十九條 公社が住宅を建設するため必要な経費は、援助資金からの借入金をもつて支出するものとする。

2 公社の建設した住宅の維持に要する経費は、国庫の負担とし、国は、終戦処理事業費として、これを支出するものとする。

3 公社の事務取扱に要する経費は、国庫の負担とし、国は、特別調査の経費として、これを支出するものとする。

4 前三項及び別に法律に定めるものを除く外、公社の事業運営に伴う経費は、国庫の負担とし、国は、国の予算から支出するものとする。

第二十條 公社は、毎事業年度において収入した住宅の賃貸料を借り

入れた援助資金の元利金の返済に充てなければならない。

2 前項の規定により援助資金の元利金の返済を完了した後の賃貸料は、国庫に納付しなければならない。

（現金の国庫への預託）

第二十一條 公社は、その業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。

（帳簿）

第二十二條 公社は、総理府令で定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

第五章 監督

（監督）

第二十三條 公社は、内閣総理大臣が監督する。但し、公社を当事者

又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対して業務に関し監督上必要を命令をすることができ
る。

第六章 雑則

(業務の委託)

第二十四條 公社は、政令で定めるところにより、その業務の一部を特別調達廳に委託することができる。

(他の法令の準用)

第二十五條 訴願法(明治二十三年法律第百五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(住宅用地の提供)

第二十六條 政府は、公社が住宅を建設するための用地として国有財

産たる土地又は地上権を必要とするときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八條及び第二十二條(同法第十九條及び第二十六條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらのものを無償で公社に使用させることができる。

第七章 罰則

第二十七條 左の場合においては、その違反行為をした公社の役員を三万円以下の過料に処する。

一 第三條第二項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで従たる事務所を置いたとき。

二 第六條第一項の規定に基く政令に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十三條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第二十八條 第八條の規定に違反して連合国軍人等住宅公社という名

称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 特別調達廳長官は、公社の設立に関する準備事務を処理し、その準備を完了したときは、その事務を公社の理事長に引き継ぐものとする。

3 理事長が前項の引継を受けた日において、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならぬ。

4 公社は、設立の登記をすることに因り成立する。

5 特別調達廳は、公社が成立するまでは、公社のすべき住宅の建設に関する事務を行うことができる。

6 特別調達廳は、公社が成立したときは、前項の事務を遅滞なく、公社に引き継がなければならない。

7 特別調達廳設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

の 第三條第一項に次の一号を加える。

四 連合国軍人等住宅公社から委託を受けた事務

8 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ二の次に次の一号を加える。

一ノ三 連合国軍人等住宅公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

9 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ六ノ二を次のように改める。

六ノ六ノ二 連合国軍人等住宅公社ノ発スル証書帳簿

10 公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「法令による公團、」の下に「連合国軍人等住宅公社、」

を加える。

// 地方税法（昭和二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「住宅金融公庫、」の下に「連合国軍人等住宅公社、」を加える。

第二百九十六條中「日本国有鉄道、」の下に「連合国軍人等住宅公社、」を加える。

第三百四十八條第一項中「及び日本国有鉄道」及び「日本国有鉄道及び連合国軍人等住宅公社」に改める。

第七百四條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び連合国軍人等住宅公社」に改める。

理 由

連合国占領軍の需要に應ずるため、連合国軍人等住宅公社を設立し、これをして米国対日援助見返資金からの借入金で連合国軍人等の住宅を建設させることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。